

ID: 1973

担当部署: 健康推進課

処分の概要	限度額適用・減額認定証の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の5第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第27条の14の5第2項の規定による。 (令第29条の4第1項第3号ホ若しくはへ、第4号ホ若しくはへ又は第5号ロの市町村又は組合の認定)</p> <p>第27条の14の5</p> <p>2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用・減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用・減額認定証を、当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に有効期限を定めて交付しなければならない。</p> <p>(1) 市町村 様式第1号の9による限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p>(2) 組合 様式第1号の9の2による限度額適用・標準負担額減額認定証</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日